

ID: 341

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	障害年金等の給付
法令名称 根拠条文	予防接種法 第15条第1項
法令番号	昭和23年法律第68号
【根拠条文】 (健康被害の救済措置) 第15条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。 2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。 【基準】 根拠条文、法第16条及び第17条の規定による。 (給付の範囲) 第16条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 (4) 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者 (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 (4) 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 (政令への委任等) 第17条 前条に定めるもののほか、第15条第1項の規定による給付(以下「給付」という。)の	

額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。

- 2 前条第2項第1号から第4号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第15条第1項第1号イに規定する副作用救済給付に係る同法第16条第1項第1号から第4号までの政令及び同条第3項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 368

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	未熟児に対する養育医療の給付の決定
法令名称 根拠条項	母子保健法 第20条第1項
法令番号	昭和40年法律第141号
【根拠条文】 (養育医療) 第20条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。 2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。 3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 医学的処置、手術及びその他の治療 (4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 移送 4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。)に委託して行うものとする。 5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第1項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。 6 第1項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第19条の12の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。第21条の4第1項において同じ。)が負担することができないと認められる額とする。 7 児童福祉法第19条の12、第19条の20及び第21条の3の規定は養育医療の給付について、同法第20条第7項及び第8項並びに第21条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第19条の12中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第19条の20(第2項を除く。)中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第1項中「第19条の3第10項」とあるのは「母子保健法第20条第7項において読み替えて準用する第19条の12」と、同条第4項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第21条の3第2項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日